

第3章 ドメイン名を巡る紛争及び紛争処理体制の動向

第3章 ドメイン名を巡る紛争及び紛争処理体制の動向

3-1 2006年におけるドメイン名紛争の概況

登録者と商標権者等との間に起こるドメイン名紛争解決のために、ICANNは1999年10月にUniform Domain Name Dispute Resolution Policy¹²³（統一ドメイン名紛争処理方針、以下「UDRP」という）及びRules for Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy¹²⁴（統一ドメイン名紛争処理方針のための手続規則、以下「UDRP Rules」という）を採択した。gTLDおよび一部のccTLDのドメイン名紛争解決のために導入され、今日まで運用されている。

UDRPに関する申立ては、ICANN認定紛争処理機関¹²⁵で受け付けられる。例年の傾向として、gTLDのドメイン名紛争にかかる申立ては、World Intellectual Property Organization（WIPO）¹²⁶のarbitration and mediation center（スイス共和国ジュネーブ）とNational Arbitration Forum（NAF、米国ミネソタ州ミネアポリス）¹²⁷の2機関に集中しており、2006年においては2機関で98%を占めている。また、申立数全体を見ると、2006年までの過去数年間は増加傾向にある。

更に、WIPOとNAFの近況より、2006年におけるgTLDのドメイン名紛争の概況を確認してみたい。

WIPOの2006年10月16日付けプレスリリース464 “WIPO HANDLED ITS 25,000TH DOMAIN NAME CASE”¹²⁸によれば、1999年12月以降2006年8月までの約7年間で、WIPOは25,000件の申立てを取り扱ってきたとのことである。記念すべき25,000番目の申立ては2006年8月に受け付けられた事件番号D2006-1051であり、同事件についてredlionhotels.comを商標権の所有者であるRed Lion Hotelsチェーンに移転する旨の裁定結果が下された10月13日の直ぐ後に同プレスリリースが掲示されている。

2006年8月末時点では、取扱件数は25,085件に達したという。この内、UDRPおよびUDRP

¹²³ UDRP原文：http://www.icann.org/dndr/udrp/policy.htm

UDRP 日本語訳：http://www.nic.ad.jp/ja/translation/icann/icann-udrp-policy-j.html

¹²⁴ UDRP Rules原文：http://www.icann.org/dndr/udrp/uniform-rules.htm

UDRP Rules 日本語訳：http://www.nic.ad.jp/ja/translation/icann/icann-udrp-rules-j.html

¹²⁵ http://www.icann.org/dndr/udrp/approved-providers.htm

¹²⁶ http://www.wipo.int/amc/en/domains/

¹²⁷ http://domains.adrforum.com/

¹²⁸ http://www.wipo.int/edocs/prdocs/en/2006/wipo_pr_2006_464.html

ベースの方針に則り行われた裁定は9,567件で、これらの事件の当事者は136カ国に渡り、17,912のドメイン名が関係しているという。また、残りの15,518件は、「サンライズピリオド」と呼ばれる期間に起こる紛争解決の処理件数となっている。サンライズピリオドとは、新たに承認されたドメイン名の導入に際して、当該ドメイン名のレジストリが一般登録を始める前に設ける期間のことで、商標、商号等の保有者はドメインネーム登録に関して優先権を与えられる。サンライズピリオドでは期間限定の紛争処理方針が設定されており、上記15,518件は、.info、.bis、.name、.mobiのサンライズピリオド中に下された裁定結果の合計数である。その内、.mobiのサンライズピリオドである「Sunrise Challenge Period」は2006年8月28日～12月15日であったため、数日の間に受け付けた申立てのみが含まれていることになる。なお、サンライズピリオドに関連して、.mobiでは9月15日～10月13日までの間に「Premium Name Trademark Application Period」という期間も設定された。これは、Premium Nameと呼ばれるレジストリが設定した予約ドメイン名について、商標権やサービスマークを有する場合にはPremium Name Trademark Registration Rules¹²⁹に従ってPremium Nameの登録申請を行える期間のことである。「List of .mobi Premium Name Applications」¹³⁰を見ると、103件の申請があったことが分かる。

また、上記9,567件のうち、ccTLDのドメイン名に関する申立ては418件で、割合にして4.4%ほどであり、大半がgTLD関連の申立てとなる。gTLDの申立ての割合は、.comドメインが79%を占めており、続いて.netが11%、.orgが6%、.infoが2%、.biz、.travel、.aero、.eduを合わせて2%となっている。

また、WIPOではIDN（Internationalized Domain Name、国際化ドメイン名）にかかる紛争にも対応しており、プレスリリース掲載時点までに60件の申立てを受け付けたことに触れている。将来的に、IDNに関するドメイン名紛争が増加すると見ており、すでに12言語（中国語、オランダ語、英語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、日本語、韓国語、ノルウェー語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語）での手続を処理した伝えている。

他方、NAFの2007年2月20日付けのプレスリリース“National Arbitration Forum Reports 21% Increase in 2006 Domain Name Filings”¹³¹によれば、NAFがドメイン名の紛争処理機関となって以来、2006年は最多の取扱件数を記録し、2005年に比べ21%増加したとのことである。Geroge Foreman、Stevie Wonder、Vin Diesel、Louis Vuitton、New York Yankees等の著名商標に関連する紛争も含まれていたとのことである。NAFのVice

¹²⁹ http://pc.mtld.mobi/documents/Premium%20Name_Trademark_Application_Rules.pdf

¹³⁰ <http://www.wipo.int/amc/en/domains/casesx/2006/dpmobi0000-0199.html>

¹³¹ <http://domains.adrforum.com/newsroom.aspx?itemID=1176>

PresidentであるCurtis Brown氏は「商標にかかるドメイン名紛争には、費用効果が高く、タイムリーな解決への需要が、今後も見込まれるだろう。」とコメントしており、「ドメイン名紛争解決に要する時間は、裁判に持ち込めば何年もかかるところ、NAFの場合だと平均して 50 日以下である。」とも述べている。

また、2006 年はサービス領域を広げ、IDN、.pro、.mobi のドメイン名紛争も取り扱うようになったとのことである。IDN については、積極的に取り扱う旨の注意書きがウェブサイトでも見られる。

以上のように、2 機関共に最近のプレスリリースにおいては IDN について言及しており、IDN の実装が進むにつれ IDN に関連する紛争が増えることも見込まれるため、そういった状況に対する紛争処理機関としての心構えが感じられる。また、取扱件数について、これまでの堅調な推移を見る限りにおいては、今後のドメイン名紛争においても、紛争当事者が UDRP および UDRP ベースの紛争処理方針に基づく紛争処理を望む可能性が激減することは考えづらいと推察される。

次に、JPドメイン名紛争処理方針（以下、「JP-DRP」という）及びJPドメイン名紛争処理方針のための手続規則（以下、「JP-DRP手続規則」という）¹³²に基づき行われるJPドメイン名の紛争処理についても確認したい。2005 年は過去最多の 11 件の申立てがあったが、2006 年は 8 件であったため、件数としては減少している。

JP-DRP に関する 2006 年の大きなトピックとしては、JPNIC で DRP 検討委員会が設立され、JP-DRP および JP-DRP 手続規則の改訂に取り組んだことが上げられる。JP-DRP の策定当初からの理念は変えることなく、不明確な規程の書きぶりの見直しと実務を進める過程で判明した不具合の修正を行うことで、利用者にとってより簡易、迅速な手続を容易にすることを主要な目的として、改訂に向けた検討が重ねられた。改訂版 JP-DRP は、2007 年 6 月 1 日より実施予定である。

以下では、gTLD、ccTLD、JP ドメイン名におけるドメイン名紛争に関する近年の動向を概観する。

¹³² JP-DRPおよびJP-DRP手続規則は、以下のページで確認できる。
<http://www.nic.ad.jp/ja/drp/index.html>

3-2 gTLD におけるドメイン名紛争

3-2-1 gTLD におけるドメイン名紛争の概況

ICANN により認定され、UDRP 及び UDRP Rules に基づきドメイン名紛争を扱う紛争処理機関は、下記の 3 機関である。かつては、eRes (eResolution) および CPR (International Institute for Conflict Prevention and Resolution) も ICANN 認定の紛争処理機関として機能していたが、eRes は 2001 年 11 月の活動停止以降は稼動しておらず、CPR は 2000 年 5 月 22 日に ICANN より認定され、同年 6 月以降ドメイン名紛争処理に携わっていたが、2007 年 1 月以降はドメイン名紛争処理を行っていない。ADNDRC が認定されたのを最後に、新たに認定された紛争機関はない。

各紛争処理機関の名称と活動開始時期は以下の通りである。

表12：紛争処理機関と活動開始時期

紛争処理機関名	活動開始時期
WIPO (World Intellectual Property Organization)	1999/12/01
NAF (The National Arbitration Forum)	1999/12/23
ADNDRC (Asian Domain Name Dispute Resolution Centre)	2002/02/28

また、各紛争処理機関の活動開始以降の処理件数は、以下の通りである¹³³。

¹³³ 処理件数は、各紛争処理機関のWebサイトを元に集計したものである。

表13：紛争処理機関別処理件数推移

	WIPO	NAF	CPR	ADNDRC	eRes	合計
1999年	1	-----	-----	-----	-----	1
2000年	1,841	860	19	-----	250	2,970
2001年	1,506	836	14	-----	96	2,452
2002年	1,181	870	32	22	-----	2,105
2003年	1,053	854	24	27	-----	1,958
2004年	1,110	931	9	30	-----	2,080
2005年	1,361	1,119	25	43	-----	2,548
2006年	1,660	1,427	24	46	-----	3,157
2007年 ¹³⁴	287	257	-----	2	-----	546
合計	10,000	7,154	147	170	346	17,817

2000年以降2003年前後までは、各紛争処理機関の処理件数は減少傾向にあったが、2005年と2006年は3機関の処理件数が増加しており、過去数年間においてはドメイン名紛争が全体として増加傾向に転じたように見て取れる。

2007年2月末日までの申立件数については、昨年の同時期（2006年2月末）にWIPOが241件、NAFが235件、ADNDRCが5件であったことと比較すると、ADNDRCは昨年同時期には及ばないものの、全体としてはやはり増加傾向にあるように感じられる。

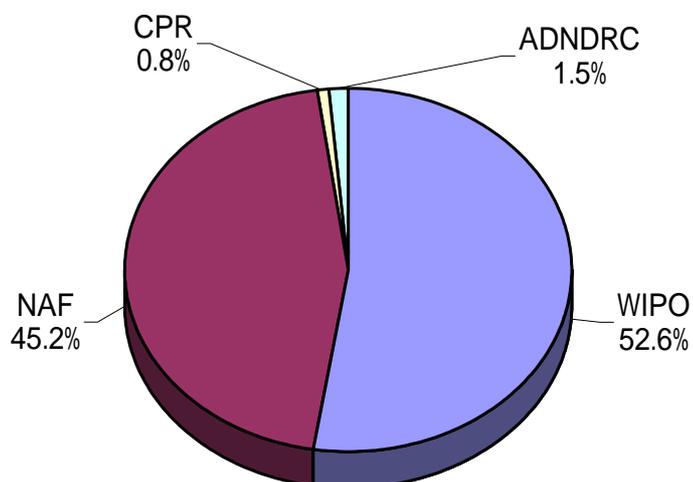
なお、CPRのウェブサイトの記述によると、ドメイン名の紛争処理機関として活動していたのは2000年6月から2007年1月となっているが、申立ての受理は2006年内に受け付けたものが最後となっている。

¹³⁴ 2007年の処理件数は、2月末日現在のものである。

また、実際に申立を行った日ではなく、いずれの紛争処理機関も「手続開始日」（書類に不備がないか、申立の対象のドメイン名についての情報を紛争処理機関がレジストラに確認し終り、紛争処理機関が手続開始を宣言した日）を基準としているため、通常申立日と手続開始日は異なっている。

2006 年の申立先を紛争処理機関ごとに分けると以下の通りとなる。

図5： 2006 年の申立先



2006 年の申立先のうち、98%を WIPO と NAF で占めている。WIPO、NAF の順に割合が高く、両方で 95%以上の割合を占めるのは、例年の傾向である。

3-2-2 紛争処理機関の比較

3-2-2-1 手数料

申立人は、申立先の機関に手数料の全額を支払わなければならない。ただし、申立人が 1 名パネル（1 名のパネリストによる裁定）を希望し、1 名パネル分の料金を納付した後、被申立人（ドメイン名の登録者）が 3 名パネルを希望する場合には、すべての料金を申立人と被申立人で均等に負担することになる（UDRP 第 4 節 g.項）。

料金は、各紛争処理機関が定める補則等により定められている。以下のごとく、紛争処理機関ごとに料金設定に若干の差がある。

表14：：各紛争処理機関の料金設定

(1) WIPO

紛争対象のドメイン名の数	裁定パネルの構成 (1名パネル)	裁定パネルの構成 (3名パネル)
1 - 5	US\$1,500	US\$4,000
6 - 10	US\$2,000	US\$5,000
11 以上	相談により決定	相談により決定

(2) NAF

紛争対象のドメイン名の数	裁定パネルの構成 (1名パネル)	裁定パネルの構成 (3名パネル)
1 - 2	US\$1,300	US\$2,600
3 - 5	US\$1,450	US\$2,900
6 - 10	US\$1,800	US\$3,600
11 - 15	US\$2,250	US\$5,000
16 以上	相談により決定	相談により決定

(3) ADNDRC

紛争対象のドメイン名の数	裁定パネルの構成 (1名パネル)	裁定パネルの構成 (3名パネル)
1 - 2	US\$1,000	US\$2,500
3 - 5	US\$1,200	US\$3,000
6 - 9	US\$1,600	US\$3,600
10 以上	US\$3,000	US\$7,000

紛争の対象となるドメイン名が1つである場合で比べると、1名パネルでも3名パネルでも、高い順に WIPO > NAF > ADNDRC となる。最も多くの申立てを扱うのは WIPO であるが、WIPO に申立てが集中する理由が価格面でのメリットを感じているわけではないことがうかがえる。

料金面については、いずれの紛争処理機関も比較的廉価であり、各紛争処理機関ともドメイン名紛争を引き受けることが収益に貢献しているとは考えづらい。

WIPO と ADNDRC は、パネリストとセンター側の分配割合も公表している。そこで、WIPO の Schedule of Fees under UDRP (<http://arbitrator.wipo.int/domains/fees/index.html>) を見ると、申立ての対象となるドメイン名が1つで単独パネルで審理される場合、センターの取り分は US\$500 で、3 名パネルの場合でも US\$1,000 である。WIPO のドメイン名紛争取り扱い部門には 20 人ほどの職員が在籍すると聞いたことがあり、年間の取り扱い件数が減少していないことから、現在も同数程度の構成であると仮定すると、年間 1,000 件 ~ 1,500 件の申立ての手数料では、必要な人件費すら賄うことは困難なのではないかと思われる。実際には人件費以外の費用も運営に必要となるため、ドメイン名紛争取り扱い部門に限って言えば収益を確保できない体質であることが推察される。

3-2-2-2 Supplemental Rules (補則)

各紛争処理機関の補則比較を以下に示す。

表15：各紛争処理機関の補則比較

	WIPO	NAF	ADNDRC
紙媒体の場合の 申請書式送付部数	4部	1名パネルの場合3部、3 名パネルの場合5部	4部(原本に"Original"と 記す)
字数制限	申立書・答弁書ともに主張 部分(手続規則の第3条 (b)(ix)及び第5条(b)(i)に 関する部分)は5,000ワード 以内	申立書・答弁書ともに主張 部分(手続規則の第3条 (b)(ix)及び第5条(b)(i)に 関する部分)は10ページ以 内	申立書・答弁書ともに主張 部分(手続規則の第3条 (b)(ix)及び第5条(b)(i)に 関する部分)は3,000ワード 以内
事件管理者の 選出方法	センターにより任命	明確な記載はないが事件 管理者は置く	センターにより任命
答弁書提出期限の 延長	記載なし	答弁書の提出期限までに、 延長に関する両当事者の 合意を書面にて提出(延長 が必要な事情も記載)すれ ば、100\$の支払いにより最 長20日の延長が可能	記載なし
追加提出物	記載なし	答弁書の提出より5日以内 に提出し、US400\$を支払 う。	記載なし

ADNDRC の supplemental rules :

http://www.adndrc.org/adndrc/hk_supplemental_rules.html

NAF の supplemental rules :

<http://domains.adrforum.com/main.aspx?itemID=631&hideBar=False&navID=237&news=26>

WIPO の Supplemental Rules :

<http://www.wipo.int/amc/en/domains/rules/supplemental/index.html>

この中で特徴的なのは、NAF において料金を支払うことで答弁書の提出期限を延長させることができたり、US\$400 の料金を支払えば申立書・答弁書の内容を修正できるものではないが追加の提出物が認められるという点である。ただ、実際にはどの程度利用されているのかについては不明である。

3-2-2-3 勝敗率と紛争処理機関の選択

各紛争処理機関における勝敗率の統計を調査した。各紛争処理機関の Web サイトに公表されている裁定結果を集計したもので、以下の方法で移転率を計算している。

$$\text{移転率(\%)} = \frac{\text{[移転及び取消しの数]}}{\text{[全裁定数]}} \times 100$$

表16： ICANN 認定紛争処理機関「移転」率一覧表

● ADNDRC

	2002 年	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年	合計
Transferred	11	14	18	33	39	115
Cancelled	0	0	1	0	0	1
Rejected	6	4	2	2	3	17
Withdrawn	10	12	17	5	1	45
合計	27	30	38	40	43	178

+	11	14	19	33	39	116
+ +	17	18	21	35	42	133
移転率 (%)	64.7%	77.8%	90.5%	94.3%	92.9%	87.2%

● CPR

	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	合計
Transferred	13	15	13	18	4	18	14	95
Cancelled	1	0	1	0	0	5	0	7
Decision for Respondent	11	2	6	0	0	0	0	19
Denied	0	0	6	12	4	15	8	45
Dismissed	0	0	0	1	2	0	0	3
Withdrawn	0	0	5	2	0	8	8	23
Settled before selection	0	1	1	0	0	0	0	2
合計	25	18	32	33	10	46	30	194

+	14	15	14	18	4	23	14	102
～ の合計	25	17	26	31	10	38	22	169
移転率 (%)	56.0%	88.2%	53.8%	58.1%	40.0%	60.5%	63.6%	60.4%

● NAF

	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	合計
Transferred	614	632	683	650	669	838	1,129	5,215
Split Decision	2	3	7	6	3	4	3	28
Cancelled	12	7	0	0	2	2	0	23
Claim Denied	133	109	88	100	125	121	122	798
Withdrawn	99	85	90	98	112	188	176	848
Recommended	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	860	836	868	854	911	1,153	1,430	6,912

+ +	628	642	690	656	674	844	1,132	5,266
～ の合計	761	751	778	756	799	965	1,254	6,064
移転率 (%)	82.5%	85.5%	88.7%	86.8%	84.4%	87.5%	90.3%	86.8%

● WIPO

	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	合計
Transfer	1	1,173	946	774	723	730	875	909	6,131
Transfer with dissenting opinion	0	11	3	6	2	2	2	5	31
Transfer, denied in part	0	7	6	5	5	5	6	6	40
Transfer, cancellation in part	0	1	0	1	1	1	3	0	7
Cancellation	0	7	11	11	8	9	6	6	58
Cancellation, transfer in part	0	0	0	0	0	0	1	0	1
Cancellation, denied in part	0	0	0	0	0	0	1	0	1
Complaint denied, transfer in part	0	0	6	3	3	0	1	0	13
Complaint denied with dissenting opinion	0	11	3	4	2	3	0	3	26
Complaint denied, transfer in part with dissenting opinion	0	0	0	0	0	0	1	0	1
Complaint denied	0	260	240	147	102	106	130	142	1,127
Terminated	0	371	284	229	206	251	335	430	2,106
Case active	0	0	0	0	0	0	0	1	1
合計	1	1,841	1,499	1,180	1,052	1,107	1,361	1,502	9,543

～ の合計	1	1,199	966	797	739	747	894	926	6,269
～ の合計	1	1,470	1,215	951	846	856	1,026	1,071	7,436
移転率 (%)	100.0%	81.6%	79.5%	83.8%	87.4%	87.3%	87.1%	86.5%	84.3%

集計結果を見ると、4 機関のうち CPR のみが他の 3 つと比べて移転や取消しといった申立人側に有利な裁定結果となった割合が低い、ということが分かる。これまでの通算平均移転率を見ても、CPR が 60.4%であるのに対し、その他の 3 機関は 80%以上となっており、

かなりの差が出ている。

また、CPR は年により勝敗率の上下が大きい。他の 3 機関は、70%代後半～80%代を常に維持しているのに対し、CPR は低い年は 40%（2004 年）、高い年は 88.2%（2001 年）とかなりの差がある。ただ、CPR の場合、WIPO や NAF と比べると取り扱い件数が圧倒的に少ないため、こうした数字になった可能性もある。

ADNDRC の裁定一覧は、2006 年よりソウル事務所で取り扱うケースも加わり、北京、香港、ソウルの 3 事務所分が一緒になっている。2005 年と 2006 年の移転率を比較しても大幅な振れは見られないことから、ADNDRC 全体としての移転率や裁定結果に大きな変化をもたらすことはなかったようである。

3-2-2-4 パネリスト

いずれの紛争処理機関も、Web サイト上でパネリスト候補者を公表している。2007 年 2 月時点で、最も多くのパネリスト候補者を有しているのは WIPO であり、その人数は 389 人となっている。このうち、日本人は 8 人である。NAF のパネリスト候補者は 147 人で、そのうち日本人が 1 人含まれている。ADNDRC は、北京、香港、ソウルの各事務所のページにパネリスト候補一覧を掲載しているが、内容は同一であり、60 人のパネリスト候補者が掲載されている。ADNDRC の一覧には、日本在住もしくは日本人と思われるパネリスト候補者の氏名は見られない。パネリスト候補者の中には、WIPO に候補者として登録されていると同時に NAF や CPR にも重複して登録されている候補者もいる。

紛争処理機関とパネリスト候補者との連絡方法等、各紛争処理機関内の業務内容は外部からは伺い知れない。また、各事件に対してパネリストを指名する方法等についても、内部では何らかの基準があると思われるが、公開されていないため不明である。

また、ADNDRC の Web サイトには「Procedures for Inclusion on the Asian Domain Name Dispute Resolution Centre Administrative Panel¹³⁵」というページがあり、パネリスト候補者の評価システムが存在することが分かる。これは、他の 2 機関では見当たらないため、ADNDRC の特徴の 1 つと言えるだろう。このパネリスト評価システムは、UDRP、UDRP Rules、ADNDRC の補則に則りドメイン名紛争処理を行うための最低限の基準を定め維持することや、ドメイン名紛争処理に携わる専門家としての質の維持、向上等を目的として

¹³⁵ 事務所ごとに URL は異なるが、内容は同一である。

北京：http://www.adndrc.org/adndrc/bj_pip.html

香港：http://www.adndrc.org/adndrc/hk_pip.html

ソウル：http://www.adndrc.org/adndrc/kre_pip.html

いる。パネリスト候補者となるための要件は、仲裁や知的財産に関する経験やIT関連の知識といった裁定を行うにあたり最低限必要となるであろう経験、知見のみならず、年齢が75歳以下であることや、ADNDRC Panel Selection Committeeが認定する1日セミナーに参加すること等が含まれている。また、任期は3年で、更新を希望する場合には最新の履歴書を添付して申請を行う必要があり、更新前の3年の間にADNDRCが認定するセミナーを受講しているか少なくとも3件の裁定を出していないといけないといった要件もある。

3-2-3 WIPO を巡る動き

WIPO とは、WIPOセカンド・プロセス (the Second WIPO Internet Domain Name Process) の検討プロセスの結果を受けて、WIPOよりICANNに提出された検討要請のことを指す。2003年2月21日付のレター「Letter from Francis Gurry, WIPO, to Vint Cerf and Stuart Lynn」¹³⁶が文書による正式要請となる¹³⁷。WIPOは、ドメイン名について国際的な政府間機関名 (International intergovernmental organizations, IGOs) 及び国家名を保護すべくUDRPを改訂することを、このレターでICANNに要請している。

このレターを受けて、ICANNでは2003年10月6日にWIPO 検討のための合同ワーキンググループが組成された。2004年7月14日にはICANNに最終報告書¹³⁸が提出されたが、合同ワーキンググループ内では合意に至らなかったため、相矛盾する意見が残った内容となっている。

ICANN内におけるWIPO を巡る動きは、この最終報告書提出までは迅速に進展したが、以降今日までは停滞の一途である。WIPOは2004年11月中旬に、レター要請の論拠を示す文書とその別紙をICANNに送付し¹³⁹、国連も2005年3月23日付で催促のレターをICANNに送付した¹⁴⁰。このレターは、WHOやILO、IMF、IAEA、WTO等を始めとする24の国際機関 (WIPO含む) を代表して送付されたもので、この中で国連は、国際機関名がドメイン名上保護されるべきという、当該機関の法律専門家の集合見解を通知するとしてUDRPの改訂を迫っている。

しかしながら、2005年のICANNの活動においては、本件に関してほとんど進展が見られなかった。WIPOは再度ICANNに2005年11月15日付で催促のレターを送付した¹⁴¹が、こ

¹³⁶ <http://www.icann.org/correspondence/gurry-letter-to-cerf-lynn-21feb03.htm>

¹³⁷ WIPOが同レターをICANNに送付するまでの経緯は以下に記述がある。

<http://www.wipo.int/amc/en/processes/process2/index.html>

¹³⁸ <http://www.icann.org/committees/JWGW2/final-report/>

¹³⁹ <http://gns0.icann.org/mailing-lists/archives/council/msg00660.html>

¹⁴⁰ <http://www.icann.org/correspondence/michel-to-cerf-23mar05.pdf>

¹⁴¹ http://www.icann.org/correspondence/gurry-to-cerf_twomey-15nov05.pdf

れについては、ICANN側はレターの受領をWIPO側に通知したのみとのことである。更に引き続き、2006年のICANN会議においても、アジェンダ上にWIPOに関する項目は上がっておらず、WIPOもしくは関連組織からの催促のレターも受信せずに2007年を迎えた。我々のWIPOへの取材によれば、過去この問題についてWIPOはICANN GNSOの知的財産部会によるものも含め、ICANNから国際機関名の保護に関するWIPOの勧告の実施を検討する旨の通知は受けたものの、その後の進捗については不明であり、WIPO自身も現時点ではICANNでの動きを把握しておらず、WIPOの勧告が実施される目処は立っていないと認識しているということである。またWIPOは、国家名の保護については実現する見込みは低いと考えているとのことである。

3-2-4 ドメイン名の移転に関する紛争処理 (TDRP)

ドメイン名登録者がレジストラ変更を行おうとする際に生じるレジストラ間のトラブルを解決するためには、TDRP(Transfer Dispute Resolution Policy)がある。TDRPは、「Policy on Transfer of Registrations between Registrars (レジストラ変更(レジストラ間のドメイン名移転)に関するポリシー)」の一部であり、ICANNにより2004年7月12日に策定され、同年11月12日に施行された。登録者と商標権者等とのドメイン名紛争の解決手段であるUDRPとは根本的な性質は異なるが、TDRPもまた、ドメイン名に関する紛争に関する規定である。

ICANNがTDRPに基づくレジストラ間のドメイン名移転に関する紛争処理機関を募ったところ、下記の2機関が応募し、承認された。TDRPの施行以降は紛争処理機関が増えることなく、今日に至っている。

- NAF (The National Arbitration Forum¹⁴²)
- ADNDRC (Asian Domain Name Dispute Resolution Centre¹⁴³)

いずれの機関も、ウェブサイトにてTDRPに関する情報の他に補則や書式等を掲載している。なお、ADNDRCは北京、香港、ソウルの3ヶ所に事務所を有するが、TDRPの紛争処理を取り扱うのは北京事務所と香港事務所の2ヶ所である。

2007年2月末日現在、いずれの紛争処理機関においても、これまでにTDRPに基づくドメイン名紛争があったことは確認できない。レジストラ移転をめぐるトラブルの対応にPolicy

¹⁴² The National Arbitration ForumのTDRPに関するページ

<http://domains.adrforum.com/main.aspx?itemID=282&hideBar=False&navID=265&news=26>

¹⁴³ Asian Domain Name Dispute Resolution Centre

<http://www.adndrc.org/adndrc/index.html>

on Transfer of Registrations between Registrars が奏功しているとも考えられるが、UDRP が利用されていない理由は明らかではない。

3-2-5 ccTLD におけるドメイン名紛争

その他、主要 ccTLD におけるドメイン名紛争処理システムの概要は以下の通りとなっている。

3-2-5-1 .au

UDRP をモデルにした AU Dispute Resolution Policy (auDRP) に基づいて処理されており、手続きは WIPO を含む 4 つの紛争処理機関に委任している。UDRP は商標をベースにしているが、auDRP は人名等の申立者が権利を有する名称も保護の対象としている点が、UDRP と auDRP の違いの一つとして上げられる。また、不正の目的は、ドメイン名の登録時または使用時のどちらかにあれば auDRP の適用対象になるとされている。

3-2-5-2 .us

USDRP がある。UDRP と異なる点としては、不正の目的はドメイン名の登録時または使用時のどちらかにあれば USDRP の適用対象になることが上げられる。USDRP に基づくドメイン名紛争は、American Arbitration Association (AAA) と NAF が扱っている。

3-2-5-3 .kr

.kr ドメイン名登録の The General Terms and Conditions¹⁴⁴ の 12 項によると、Internet Address Dispute Resolution Policy (IDRP) に則り Internet Address Dispute Resolution Committee (IDRC)¹⁴⁵ が .kr のドメイン名紛争の申立てを受理すると記されている。現在は、Korean Internet address Dispute Resolution Committee (KIDRC) という名称で .kr の唯一の紛争処理機関であり、ADNDRC の事務所の 1 つとなっている。

3-2-5-4 .ch

Rules of Procedure for Dispute Resolution Proceedings for .ch and .li Domain Names に

¹⁴⁴ <http://domain.nida.or.kr/eng/policy.jsp>

¹⁴⁵ <http://www.idrc.or.kr/eng/index.htm>

則り、WIPO のみにより紛争処理が行われている。適用されるルールは調停がモデルになっているため、その手続は UDRP のものとは異なる。例えば、申立てがあるとまず電話により調停が行われる。調停が不成立や被申立人側が応じない場合等は、申立人側は判断を下すためのパネルの任命を求めることができる。また、申立人は、国家法上における知的財産権の法的侵害を受けたことを立証しなければならない。

3-2-5-5 .de

登録契約上、紛争処理の制度を持たないため、当事者同士の和解が不可能な場合は国家法により裁判所で処理することになる。

3-2-5-6 .fr

WIPO のみに一任。適用されるルールは、UDRP をモデルにしているが、商標以外にもその他の知的財産権や諸権利を申立ての根拠として認めており、また、不正の目的はドメイン名の登録時または使用時のどちらかにあれば適用対象と認められる。3 人パネルを選択することができない。

3-2-5-7 .nl

適用されるルールは、仲裁がモデルになっている。そのため、基本的に、申立てした後に訴訟に持ち込むことができない。申立人は、紛争にかかるドメイン名が登録時あるいは使用時に、申立人側の商標または商号を侵害していることについて立証しなければならない。仲裁人は、紛争にかかるドメイン名の移転/取消しを命じることができる他に、被申立人に対して、将来的にも類似のドメイン名を登録することや、申立人の仲裁費用の負担を命じたりすることができる。

3-2-5-8 .uk

UKDRP がある。UDRP をモデルとしているが、問題としているのは紛争にかかるドメイン名の登録が「abusive registration (他害的な登録)」であるか否かで、「bad faith」という用語を用いていない。これは、意味合いとしては「bad faith」に近いのかもしれないが、実際にどのように運用されているのかについては把握し切れていない。

その他、WIPO にドメイン名紛争を委任している ccTLD は以下の通りである。

表17： WIPOがドメイン名紛争を扱うccTLD¹⁴⁶

ccTLD	国名	ccTLD	国名
.ac	アセンション島	.md	モルドバ
.ae	アラブ首長国連邦	.mw	マラウイ
.ag	アンティグア・バーブーダ	.mx	メキシコ
.am	アルメニア	.na	ナミビア
.as	アメリカンサモア	.nl	オランダ
.au	オーストラリア	.nu	ニウエ
.bs	バハマ	.pa	パナマ
.bz	ベリーズ	.ph	フィリピン
.cc	ココス諸島	.pk	パキスタン
.cd	コンゴ	.pl	ポーランド
.ch	スイス	.pn	ピトケアン島
.co	コロンビア	.pr	プエルトリコ
.cy	キプロス	.re	レユニオン
.dj	ジブチ	.ro	ルーマニア
.ec	エクアドル	.sc	セイシェル
.es	スペイン	.sh	セントヘレナ島
.fj	フィジー	.tk	トケラウ諸島
.fr	フランス	.tm	トルクメニスタン
.gt	グアテマラ	.tt	トリニダーゴ・トバゴ
.ie	アイルランド	.tv	ツバル
.ir	イラン	.ug	ウガンダ
.ki	キリバス	.ve	ベネズエラ
.la	ラオス	.ws	サモア
.li	リヒテンシュタイン		

(以上 47ccTLD)

¹⁴⁶ <http://www.wipo.int/amc/en/domains/cctld/>

3-2-6 JP ドメイン名におけるドメイン名紛争

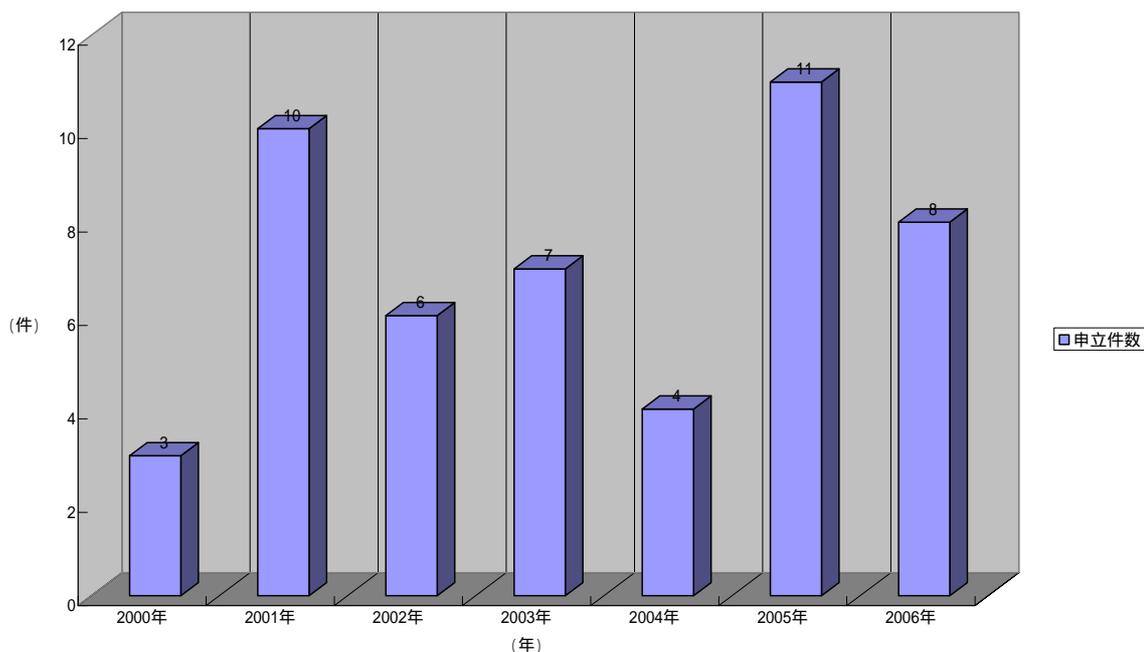
3-2-6-1 JP ドメイン名におけるドメイン名紛争と 2006 年の概況

JP ドメイン名の紛争処理は、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下、「JPNIC」という）が策定した JP-DRP および JP-DRP 手続規則により処理されている。JP-DRP 及び JP-DRP 手続規則は、UDRP 及び UDRP Rules をモデルとし、2000 年 7 月 19 日に策定され、同年 10 月 10 日施行された。

JP-DRP の紛争処理手続きは、JP-DRP 手続規則に基づき JPNIC の認定した紛争処理機関により行われる。2000 年 8 月、JPNIC は工業所有権仲裁センター（2001 年 4 月に、組織名を現在の「日本知的財産仲裁センター」に変更）と JP ドメイン名に係わる紛争処理業務を行なうことについて協定書の締結を行い、同年 10 月の施行と共に同センターが第 1 号の認定紛争処理機関として JP ドメイン名に関する紛争処理業務を開始した。現在も唯一の指定紛争処理機関として、JP-DRP 及び JP-DRP 手続規則に基づくドメイン名紛争を処理している。

同センターにおけるこれまでの処理件数は、以下のとおりである。

図6： 日本知的財産仲裁センターの処理件数



2005 年は過去最多の 11 件の申立てがあり、申立件数の絶対値として見れば 2006 年は減少している。ただ、2005 年には、1 登録者に対して大手 ISP8 社が共同で申立てを行った 8 件の事件（事件番号：JP2005-0003～JP2005-0010）が含まれていることに留意する必要がある。

なお、2005 年の事件のうち 1 件（事件番号：JP2005-0002）は、パネルの判断により 2006 年に入ってもなお係属中の状態が続いていたが、申立ての取下げにより 2006 年 8 月 31 日で手続を終了した。

3-2-6-2 手数料

JP ドメイン名紛争処理手数料規則により以下のように定められている。

表18：JP-DRP の手数料

（税込）

申立てにかかる ドメイン名の数	1 名パネル	3 名パネル
3 ドメインまで	¥189,000	¥378,000
4 ドメイン以上	1 ドメイン名につき、¥10,500 追加	1 ドメイン名につき、¥21,000 追加

UDRP に基づくドメイン名を処理する 3 紛争処理機関と比べて、金額設定にそれ程大きな開きはない。申立てを取り下げる場合、センターがパネルを指名する前であれば、これらの手数料のうち 3 万円を差し引いた額が、パネリスト指名後は、審理の進捗状況を勘案した金額を差し引いた額が払い戻される（同規則第 2 条）。

審問が発生する場合については、審問手数料 1 万 5000 円を追加納付する（同規則第 3 条）。ただし、これまでに審問が行われたことはない。

3-2-6-3 JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則の補則

JP ドメイン名紛争処理手続を行う際の細則を定めた「JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則の補則」は、日本知的財産仲裁センターの Web サイト内¹⁴⁷で確認することができる。

この中では、書類提出方法などの他、第 9 条にて申立書及び答弁書の字数制限の規定が設

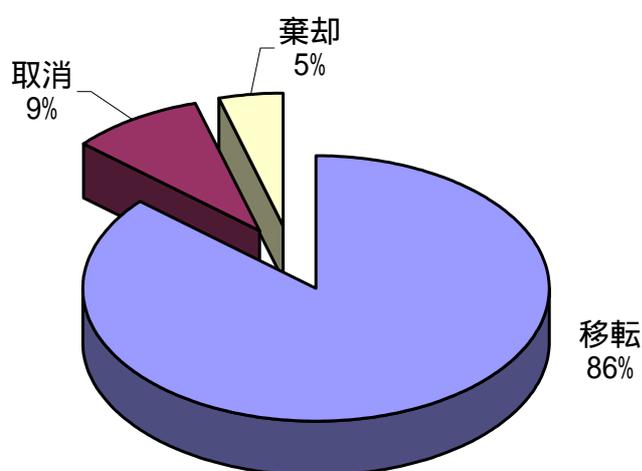
¹⁴⁷ 日本知的財産仲裁センター Web サイト（<http://www.ip-adr.gr.jp/>）内にて、次の階層を辿って確認できる。「D 業務の詳細」「6 . JP ドメイン名紛争処理」「6 . 8 JP ドメイン名紛争処理の規則等」

けられている（申立書のうち申立ての理由は1万字以内、答弁書は全体で1万字以内にて作成されなければならない、とされている）。

3-2-6-4 裁定結果の割合

これまでの裁定結果（移転/取消し/棄却）の割合は以下の通りとなっている¹⁴⁸。

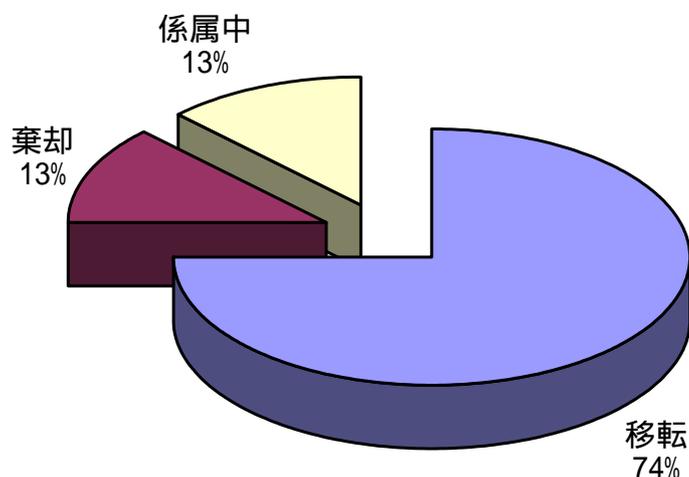
図7： JP-DRP における過去の裁定結果



裁定結果を件数で表すと、過去の裁定（44件）のうち、38件が移転を命じ、残りは4件が取消し、2件が棄却となっている。移転と取消しの割合を足すと95%であり、圧倒的に申立人側に有利な裁定結果となる傾向があることが見て取れる。これまでに棄却されたのは、2004年の申立て（事件番号：JP2004-0001、紛争にかかるドメイン名：enemagra.co.jp）と2006年の申立て（事件番号：JP2006-006、紛争にかかるドメイン名：rabiton.co.jp）の2件となっている。

¹⁴⁸ 取下げは2006年末までに4件あったが、それらは含まれていない。また、2006年末までに裁定が実施された事件のみを含めている。

図8： JP-DRP における 2006 年の申立ての結果



2006 年には 8 件の申立てがあり、そのうち 2006 年 12 月末日時点での状況を見ると、移転が命じられた裁定結果が 6 件、棄却が 1 件、係属中が 1 件となっている。2006 年も、前述の過去の傾向と同様に、申立人に対して有利な結果で終わっている。

なお、これまでは、UDRP の裁定に比して JP-DRP の裁定結果は圧倒的に申立人側に有利な結果となることが多かった。しかしながら、UDRP の指定紛争処理機関における 2006 年の移転率を見て見ると、WIPO は 86.5%、NAF は 90.3%、ADNDRC は 92.9%、CPR はこれらよりも低く 63.6%となっており、JP-DRP に基づく裁定の結果が突出して申立人側に有利であるとも言えない結果となった。ただ、JP-DRP の場合は、申立数そのものが多くないため、1 件の差が割合の計算に与える影響が大きいため、2006 年の結果を趨勢として捉え難い。

3-2-6-5 パネリスト

日本知的財産仲裁センター登録され、JPドメイン名紛争の解決に取り組むパネリスト候補者の一覧および詳細は、同センターのWebサイト内¹⁴⁹で確認することができる。現在、35

¹⁴⁹ 日本知的財産仲裁センターWebサイト (<http://www.ip-adr.gr.jp/>) 内にて、次の階層を辿って確認できる。「D業務の詳細」 「6 . JPドメイン名紛争処理」 「6 . 4 パネリスト」

名が登録されており、構成は次の通りである。

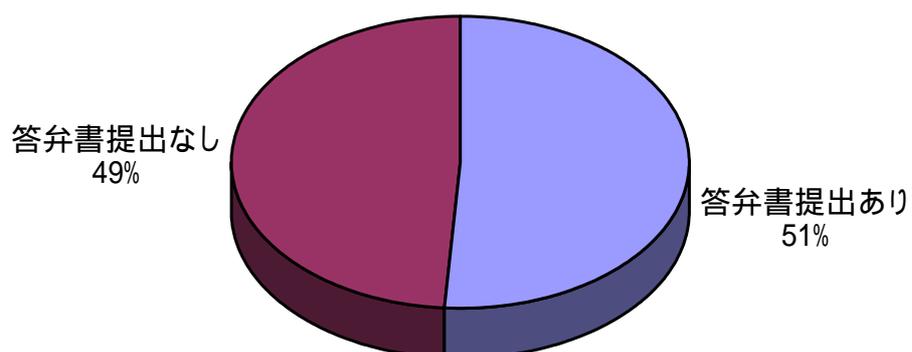
弁護士	7名
弁理士	7名
弁護士および弁理士	14名
大学教員	1名
大学教員および弁護士	1名
大学教員および弁理士	1名
大学教員、弁護士および弁理士	1名
大学院教員	2名
大学院教員および弁護士	1名

3-2-6-6 答弁書提出割合

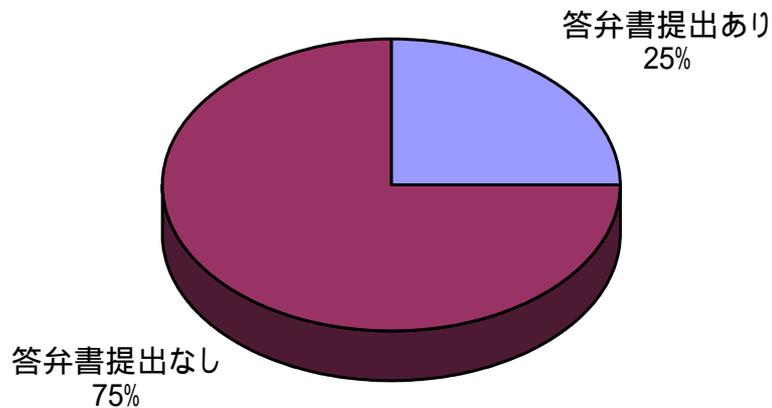
これまで行われた裁定の答弁書提出割合と、2006年(2006年末までに裁定が下されたもの)における答弁書提出割合は以下の通りである。

図9： JP-DRP における答弁書の提出割合

これまでの答弁書提出の割合



2006年における答弁書提出の割合



これまでの答弁書提出割合に比べて、2006年における提出割合は低かった。なお、これまでに答弁書の提出がないケースは、単に提出期限までに提出されなかったものがほとんどであるが、中には、登録者が裁判所に申立てを行ったため、当該ドメイン名に係わることを裁判手続以外でコメントすることを差し控えるため、などの理由によるものも数件含まれる。

3-2-6-7 JP-DRP の改訂

UDRP 及び UDRP Rules をモデルとして策定された JP-DRP 及び JP-DRP 手続規則は、2000年10月に施行されて以降、6年余りが経過した。過去に数回の改訂があったものの、それらは実質的な変更を伴うものではなく、基本的には策定時の内容でこれまで運用されてきた。ところが、JP-DRP 及び JP-DRP 手続規則に基づき下されたこれまでの裁定結果を見てみると、文書の改訂がなされなかったにも関わらず、策定時の理念とは乖離して運用されるケースも見られるようになってきた。

その問題に気付いたのは、2004年11月から2006年2月まで活動した「JP-DRP 裁定例検討専門家チーム」の検討によるものである。この専門家チームでそれまでの裁定例を検討するきっかけとなったのは、JP-DRP と UDRP の勝敗率を比較した場合に、JP-DRP の方が圧倒的に申立者側に有利な裁定が下りている率が高いという事実であった。JP-DRP は UDRP をモデルとしているということは、判断基準などが UDRP に準ずるものであると想像できるわけだが、実際は異なることに疑問を感じたことにはじまる。

同専門家チームでは、JP-DRP と UDRP との裁定結果の違いを生み出す理由を探るために裁定例の検討を行ったわけだが、その結果として、JP-DRP には策定当初に意図していた内容とは異なって理解される余地を含んでいることにも気付くに至ったのである。

そこで、そういった問題に対応すべく、JPNIC では 2006 年 8 月に DRP 検討委員会を設立し、JP-DRP 及び JP-DRP 手続規則の在り方について検討を行うこととなった。

では、JP-DRP 及び JP-DRP 手続規則「策定時の理念」とは何であるのか。それは、JP-DRP 及び JP-DRP 手続規則が手本とした UDRP 及び UDRP Rules の流れを汲んでいる。

そもそも、UDRP 及び UDRP Rules は、なぜ策定されたのか。1999 年 10 月に ICANN において UDRP 及び UDRP Rules が策定された背景には、インターネットの飛躍的な発展・普及に伴うドメイン名の役割の変化が影響している。ドメイン名は本来、インターネット上のいわば住所を表す識別子としての機能を持つに過ぎなかった。ところが、商取引においてインターネットが利用されるようになるにつれ、ドメイン名は識別子としての機能のみならず商業的な価値を有すると見なされるようになり、gTLD の利用においてはドメイン名と商標を巡る紛争が国際的な問題に発展するケースが見られるようになった。

ドメイン名を登録する行為そのものには法的な権利があるわけではなく、登録を希望するドメイン名が未登録であれば誰でもが先着順に登録することができる「先願主義」を採っており、このドメイン名登録の原則の悪用が理由の 1 つとして上げられる。他人の商標等と同一または類似したドメイン名を登録し、サイバースクワッティングと呼ばれる不正な行為（商標権者に不当に高い額で転売を持ちかけたり、商標権者等を中傷するようなウェブサイトのドメイン名として使用する等）が頻繁に発生するようになった。

紛争処理手続には既存の裁判や仲裁といった手段もあったが、それらはドメイン名紛争の解決手段としては煩雑で時間と費用が膨大にかかるなどの問題があり、使い勝手が良いとは言えなかった。そこで、低費用・短期間・簡易な手続きで対応できるようにするために、UDRP 及び UDRP Rules が策定されたのである。日々、膨大な数のドメイン名が登録されるため、個々の登録について詳細な審査を行うことは現実的ではない。そのため、あくまでもドメイン名の登録は先願主義とした上で、不正の目的によるドメイン名の登録・使用のみを対象として、移転もしくは取消しの申立てを行える仕組みとしたのが UDRP 及び UDRP Rules である。この特徴は、「ミニマル・アプローチ」と呼ばれており、JP-DRP 及び JP-DRP 手続規則の特徴でもある。

つまり、今回の改訂では、策定時からの理念であるミニマル・アプローチを追求すべく、策定当初に意図していた内容とは異なって理解される部分の見直しを行い、当事者・パネルともに判断に迷う部分を最小にしようと試みたのである。

2006 年度 DRP 検討委員会を設立して以降、以下のスケジュールで改訂が行われた。

2006 年 8 月	2006 年度 DRP 検討委員会を設立 2007 年 1 月まで、7 回の会議を開催し検討を行った。
2007 年 1 月 23 日	JP-DRP 改訂案を公開 JPNIC のウェブサイト上にて、意見募集開始 ¹⁵⁰
2007 年 2 月 19 日	意見募集締め切り
2007 年 2 月 21 日	DRP 検討委員会にて JP-DRP 最終改訂案を作成
2007 年 3 月 9 日	JPNIC 理事会にて JP-DRP 最終改訂案を承認

改訂 JP-DRP は、2007 年 6 月 1 日に実施の予定である。

¹⁵⁰ 「JPドメイン名紛争処理方針等改訂案」に対するご意見募集のお知らせ
<http://www.nic.ad.jp/ja/pressrelease/2007/20070123-01.html>

JP ドメイン名紛争処理方針 改訂新旧対照表

現行	改訂案	変更箇所
<p>(前略)</p> <p>第4条 JP ドメイン名紛争処理手続</p> <p>本条は、登録者が、この JP ドメイン名紛争処理手続に応じなければならぬ紛争を定めたものである。この JP ドメイン名紛争処理手続は、JPNIC のウェブサイトに列挙されている紛争処理機関のいずれか一つの紛争処理機関により実施される。</p> <p>a. 適用対象となる紛争</p> <p>第三者（以下「申立人」という）から、手続規則に従って紛争処理機関に対し、以下の申立があったときには、登録者はこの JP ドメイン名紛争処理手続に従うものとする。</p> <p>(i) 登録者のドメイン名が、申立人が権利または正当な利益を有する商標その他表示と同一または混同を引き起こすほど類似していること</p> <p>(ii) 登録者が、当該ドメイン名の登録についての権利または正当な利益を有していないこと</p> <p>(iii) 登録者の当該ドメイン名が、不正の目的で登録または使用されていること</p> <p>このJPドメイン名紛争処理手続において、<u>申立人はこれら三項目のすべてを申立書において主張しなければならない。</u></p> <p>b. 不正の目的で登録または使用していることの証明</p> <p>紛争処理機関のパネルが、本条 a 項(iii)号の事実の存否を認定するに際し、特に以下のような事情がある場合には、当該ドメイン名の登録または使用は、不正の目的であると認められることができる。ただし、これらの事情に限定されない。</p> <p>(i) 登録者が、申立人または申立人の競業者に對して、当該ドメイン名に直接かかった金額（書面で確認できる金額）を超える対価を得るために、当該ドメイン名を販売、貸与または移転することを主たる目的として、当該ドメイン名を登録または取得し</p>	<p>(前略)</p> <p>第4条 JP ドメイン名紛争処理手続</p> <p>本条は、登録者が、この JP ドメイン名紛争処理手続に応じなければならぬ紛争を定めたものである。この JP ドメイン名紛争処理手続は、JPNIC のウェブサイトに列挙されている紛争処理機関のいずれか一つの紛争処理機関により実施される。</p> <p>a. 適用対象となる紛争</p> <p>第三者（以下「申立人」という）から、手続規則に従って紛争処理機関に対し、以下の申立があったときには、登録者はこの JP ドメイン名紛争処理手続に従うものとする。</p> <p>(i) 登録者のドメイン名が、申立人が権利または正当な利益を有する商標その他表示と同一または混同を引き起こすほど類似していること</p> <p>(ii) 登録者が、当該ドメイン名に關係する権利または正当な利益を有していないこと</p> <p>(iii) 登録者の当該ドメイン名が、不正の目的で登録または使用されていること</p> <p>このJPドメイン名紛争処理手続において、<u>申立人はこれら三項目のすべてを立証しなければならない。</u></p> <p>b. 不正の目的で登録または使用していることの証明</p> <p>紛争処理機関のパネルが、本条 a 項(ii)号の事実の存否を認定するに際し、特に以下のような事情がある場合には、当該ドメイン名の登録または使用は、不正の目的であると認めなければならない。ただし、これらの事情に限定されない。</p> <p>(i) 登録者が、申立人または申立人の競業者に對して、当該ドメイン名に直接かかった金額（書面で確認できる金額）を超える対価を得るために、当該ドメイン名を販売、貸与または移転することを主たる目的として、当該ドメイン名を登録または取得し</p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p>第4条 a. (ii)を変更</p> <p></p> <p>第4条本文を変更</p> <p></p> <p>第4条 b. 本文を変更</p>

現行	改訂案	変更箇所
<p>ているとき</p> <p>(ii) 申立人が権利を有する商標その他表示をドメイン名として使用できないように妨害するために、登録者が当該ドメイン名を登録し、当該登録者がそのような妨害行為を複数回行っているとき</p> <p>(iii) 登録者が、競業者の事業を混乱させることを主たる目的として、当該ドメイン名を登録しているとき</p> <p>(iv) 登録者が、商業上の利得を得る目的で、そのウェブサイトもしくはその他のオンラインロケーション、またはそれらに登録する商品およびサービスの出所、スポンサーシップ、取引提携関係、推奨関係などについて誤認混同を生ぜしめることを意図して、インターネット上のユーザーを、そのウェブサイトまたはその他のオンラインロケーションに誘引するために、当該ドメイン名を使用しているとき</p> <p>c. 登録者がドメイン名に関する権利または正当な利益を有していることの証明</p> <p>申立書を受領した登録者は、手続規則第5条を参照し、答弁書を紛争処理機関に対して提出しなければならない。パネルが、申立人および登録者の双方から提出されたすべての証拠を検討し、本条a項(ii)号の事実の存否を認定するに際し、特に以下のような事情がある場合には、登録者は当該ドメイン名についての権利または正当な利益を有していると認めることができる。ただし、これらの事情に限定されない。</p> <p>(i) 登録者が、当該ドメイン名に係わる紛争に関し、第三者または紛争処理機関から通知を受ける前に、何ら不正の目的を有することなく、商品またはサービスの提供を行うために、当該ドメイン名またはこれに対応する名称を使用したとき、または明らかにその使用の準備をしていたとき</p> <p>(ii) 登録者が、商標その他表示の登録等をしているか否かにかかわらず、当該ドメイン名の名称で一般に認識されていたとき</p> <p>(iii) 登録者が、申立人の商標その他表示を利用して消費者の誤認を惹き起こすことにより商業上の利得を得る意図、または、申立人の商標その他表示の価値を毀損する意図を有することなく、当該ドメイン名を非商業的目的に使用し、または公正に使用しているとき</p> <p>(中略)</p>	<p>ているとき</p> <p>(ii) 申立人が権利を有する商標その他表示をドメイン名として使用できないように妨害するために、登録者が当該ドメイン名を登録し、当該登録者がそのような妨害行為を複数回行っているとき</p> <p>(iii) 登録者が、競業者の事業を混乱させることを主たる目的として、当該ドメイン名を登録しているとき</p> <p>(iv) 登録者が、商業上の利得を得る目的で、そのウェブサイトもしくはその他のオンラインロケーション、またはそれらに登録する商品およびサービスの出所、スポンサーシップ、取引提携関係、推奨関係などについて誤認混同を生ぜしめることを意図して、インターネット上のユーザーを、そのウェブサイトまたはその他のオンラインロケーションに誘引するために、当該ドメイン名を使用しているとき</p> <p>c. 登録者がドメイン名に関する権利または正当な利益を有していることの証明</p> <p>申立書を受領した登録者は、手続規則第5条を参照し、答弁書を紛争処理機関に対して提出しなければならない。パネルが、申立人および登録者の双方から提出されたすべての証拠を検討し、本条a項(ii)号の事実の存否を認定するに際し、特に以下のような事情がある場合には、登録者は当該ドメイン名に関する権利または正当な利益を有していると認めなければならない。ただし、これらの事情に限定されない。</p> <p>(i) 登録者が、当該ドメイン名に係わる紛争に関し、第三者または紛争処理機関から通知を受ける前に、商品またはサービスの提供を正当な目的をもつて行うために、当該ドメイン名またはこれに対応する名称を使用したとき、または明らかにその使用の準備をしていたとき</p> <p>(ii) 登録者が、商標その他表示の登録等をしているか否かにかかわらず、当該ドメイン名の名称で一般に認識されていたとき</p> <p>(iii) 登録者が、申立人の商標その他表示を利用して消費者の誤認を惹き起こすことにより商業上の利得を得る意図、または、申立人の商標その他表示の価値を毀損する意図を有することなく、当該ドメイン名を非商業的目的に使用し、または公正に使用しているとき</p> <p>(中略)</p>	<p>第4条c.見出しの変更</p> <p>第4条c.本文の変更</p> <p>第4条c.(i)を変更</p>

現行	改訂案	変更箇所
<p>j. 通知と公表</p> <p>紛争処理機関は JPNIC および JPIS に対し、当該ドメイン名に関するパネルのすべての裁定を通知しなければならない。すべての裁定は、パネルが例外的な事件として部分的に変更修正して公表すると決定した場合を除き、その全文を紛争処理機関がインターネットで公表するものとする。</p> <p>(後略)</p>	<p>j. 通知と公表</p> <p>紛争処理機関は JPNIC および JPIS に対し、当該ドメイン名に関するパネルのすべての裁定を通知しなければならない。すべての裁定は、JPNICにより保管され、インターネットで公表するものとする。ただし、JPNICが必要と認めるときは、JPNICは公表する範囲を制限することができる。紛争処理機関は JPNICによる保管と公表に同意する。</p> <p>(後略)</p>	<p>第4条 j.の変更</p>

JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則 改訂新旧対照表

現行	改訂案	変更箇所
<p>(前略)</p> <p>第16条 当事者への裁定の通知</p> <p>(a) 紛争処理機関は、パネルからの裁定受領後3日(営業日)以内に、その裁定の全文を両当事者、JPNIC および JPRS に通知しななければならない。JPRS は、両当事者、紛争処理機関および JPNIC に対して、処理方針に基づく裁定結果の実施日(裁定の通知から11日以内の日)(JPRS の本店の営業日で計算)を直ちに連絡しなければならない。</p> <p>(b) パネルによる別段の定めがある場合(処理方針第4条j項を参照)を除き、紛争処理機関は裁定の全文と裁定結果の実施日をウェブサイトにて公表する。いかなる場合であっても、申立が不正の目的によるものである(第15条(e)を参照)との裁定が下されたときには、その裁定部分は公表されなければならない。</p> <p>(後略)</p>	<p>(前略)</p> <p>第16条 当事者への裁定の通知</p> <p>(a) 紛争処理機関は、パネルからの裁定受領後3日(営業日)以内に、その裁定の全文を両当事者、JPNIC および JPRS に通知しななければならない。JPRS は、両当事者、紛争処理機関および JPNIC に対して、処理方針に基づく裁定結果の実施日(裁定の通知から11日以内の日)(JPRS の本店の営業日で計算)を直ちに連絡しなければならない。</p> <p>(b) JPNICは裁定と裁定結果の実施日をウェブサイトにて公表する(処理方針第4条j項を参照)。いかなる場合であっても、申立が不正の目的によるものである(第15条(e)を参照)との裁定が下されたときには、その裁定部分は公表されなければならない。</p> <p>(後略)</p>	<p>第16条(b)を変更</p>